

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和8年3月定例会	
議案番号 議案名	議案第97号 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	嶋原 舞
賛否態度	賛成
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>本議案は、国民健康保険料に新たに子ども・子育て支援金部を含めた賦課を行う条例改正です。</p> <p>このことを踏まえ、今回賛成は国の制度設計に対する強い疑義と不満を併せて表明するものであることを、冒頭に申し上げておきます。</p> <p>今回の改正は、国が「こども未来戦略」の一環として創設した子ども・子育て支援金制度に基づき、医療保険の保険料に新たな支援金分を上乗せして徴収する仕組みを、国民健康保険にも適用するためのものです。</p> <p>市が独自に導入するものではなく、国の法改正と千葉県全体の方針に従い、国保の保険料体系にその分を組み込まざるを得ない対応であります。</p> <p>しかし、制度そのものについては、到底納得しがたい点が多くあります。</p> <p>厚生労働省の人口動態統計では、2025年の合計特殊出生率は1.15と、1899年の統計開始以来過去最低です。出生数も過去最少となっています。</p> <p>国の行ってきた少子化対策、いわゆる「異次元の少子化対策」や「こども未来戦略」として、児童手当の拡充など多くの施策が打ち出されてきたにもかかわらず、出生率の長期的な低下傾向を止められていません。</p>

このような状況でまず優先されるべきは、これまで投入してきた多額の少子化予算や個別施策について、合計特殊出生率や出生数の推移と照らし合わせ、どの政策にどれだけの効果があったのか、費用対効果も含めて厳密に検証し、選別することです。

その前に、新たな財源として社会保険料への上乗せありきで議論を進めることは、財源確保のコストと政策効果のバランスを欠き、市民から見ても到底納得できるものではありません。

また、子ども・子育て支援は、医療保険のリスクに対応する給付とは、そもそも性格の異なるもので、それを「保険料」という名の下で徴収することは、実質的な増税を積み重ねているのに等しいと考えます。

今回の支援金制度では、全国一律の料率を医療保険ごとに適用し、各保険者が保険料とあわせて徴収することとされていますが、子ども・子育て支援として、国が一度お金を集めて配るという発想だけで進めるべきものではなく、地域の実情や所得分布、子育てニーズに合わせて、効果の無かった政策にかけていた財源を、むしろ各自治体に配分したうえで、地域の実情に応じて柔軟に子ども・子育て施策を組み立てられる仕組みにすべきです。

今回の条例改正は、こうした国の枠組みの中で、必要な条文整備と賦課の方法を定める、どちらかといえば技術的な性格のものであり、市が独自に料率負担を増やしているわけではない以上、「市の責任で社会保険料を引き上げている」と一刀両断に批判するのは、筋違いでもあることも承知しています。

そのうえで、松戸市には、国に対して保険料方式に偏らない財源構成と、自治体への財源配分の拡充について、意見を上げていくことを強く求めます。

最後に。子ども・子育て支援金を保険料に上乗せするという国の方針そのものには賛成できません。

しかし否決した場合、松戸市の国保運営や市民生活にどのような混乱が生じるのか、そのリスクを私が十分に検証しきれずに結論を出さざるを得ない状況になってしまい、悩みに悩んだ末に、今回は、制度への強い異議を明確に表明したうえで、苦渋の判断として賛成に回ることにいたしました。

ただ、こうした形で「法令遵守」と称して、納得できない制度を、市民の方へ十分な整理も説明もできないまま、保険料への上乗せという形で進めていくやり方に、今後も同じように応じることは、私自身の信念としてできません。

今回は迷いに迷った末の判断ではありますが、次回も同様のことが繰り返されるのであれば、同じ判断はできないことを明確に申し上げ苦渋の判断としての、賛成討論といたします。